

事務事業チェックシート

事務事業No 711 事業名 母子家庭等福祉手当事業

[長期総合計画]

分野別目標	3	子供たちがいきいきと育つまち
政策	1	安心して子供を産み育てることのできる環境の整備
施策	1	安心して子供を産み育てることのできる環境の整備
取組方針	3	保護・援助を必要とする子供への支援

事業種別	継続	
事業期間	～	
事業実施の根拠法令	和歌山市母子家庭等福祉手当支給規則	
関連個別計画		
担当課・担当課長 (Tel)	こども家庭課	西本 佳史 5280
関連課		

[事業基本情報]

事業区分(1)	事業経費	○	管理経費	
	その他			
事業区分(2)	自治事務	○	法定受託事務	
	その他			
会計・予算区分	会計		一般会計	
	款		民生費	
	項		児童福祉費	
	目		児童扶助費	
	大事項		児童扶助事業	
事項		母子家庭等福祉手当事業		

1 事業概要及び実施内容

事業概要	事業目的 (「誰・何」をどういう状態にする) ための事業か)	事業内容				
	母または父が障害年金を受給しているか、児童が母または父の受給している障害年金の加算となっているため、児童扶養手当を受給できない世帯に対して児童扶養手当との差額を支給することで、障害をもつひとり親家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。	児童扶養手当と障害年金の子の加算との差額を支給する。 29年4月分手当から、母又は父の障害年金の加算対象となっている児童が1人の場合は月額23,600円、2人の場合は月額14,900円に変更される。支給月は4月、8月、12月。				
実施内容		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
		母の障害年金の受給や、児童が父の受給する障害年金の加算対象となっていることにより児童扶養手当を受給できない方に対して標記の手当を支給する。	母の障害年金の受給や、児童が父の受給する障害年金の加算対象となっていることにより児童扶養手当を受給できない方に対して標記の手当を支給する。	母の障害年金の受給や、児童が父の受給する障害年金の加算対象となっていることにより児童扶養手当を受給できない方に対して標記の手当を支給する。	母の障害年金の受給や、児童が父の受給する障害年金の加算対象となっていることにより児童扶養手当を受給できない方に対して標記の手当を支給する。	母の障害年金の受給や、児童が父の受給する障害年金の加算対象となっていることにより児童扶養手当を受給できない方に対して標記の手当を支給する。

2 事業コスト

事業費等 (千円)	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算	計画	決算
事業費	2,074	1,941	2,267	1,489	1,635	1,240	1,760		1,760	
伸び率 (%)	-	-	9.3%	▲23.3%	▲27.9%	▲16.7%	7.6%	▲100.0%	0.0%	-
人件費	正規職員	948	1,105	948	1,236	948	1,312	1,121	1,121	
	正規職員以外	0	0	0	0	0	0	0	0	
小計	948	1,105	948	1,236	948	1,312	1,121	1,121		
国庫支出金										
県支出金										
市債										
その他										
一般財源 (税等)	2,074	1,941	2,267	1,489	1,635	1,240	1,760		1,760	
所要人数 (人)	正規職員	0.13	0.15	0.13	0.16	0.13	0.17	0.14	0.14	
	正規職員以外	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0	0	
主な予算内訳	扶助費 1,760千円									

3 目標及び実績

活動指標	指標名	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
			目標値	実績値	達成度 (%)	目標値	実績値
受給者数			8	9		7	7
			8	6		6	6
支給人数		人	8	9		7	7
			8	6		6	6

4 事業の評価

評価基準						
[妥当性]事業のニーズはあるか		増加している		横ばい	○	減少している
[妥当性]事業手段は妥当か		現行の手段でよい	○	一部見直しが必要		見直しが必要
[妥当性]官民の役割は妥当か		市が行うべき		他の主体との協働も可能	○	市が行う必要性は薄れている
[妥当性]緊急的に取り組む必要はあるか		急いで取り組む		中長期的に取り組む	○	緊急性は薄い
[有効性]更に効果が期待できるか		できる		あまりできない	○	できない
[有効性]成果目標はどの程度達成しているか		達成している(90%以上)		おおむね達成(70~90%未満)	○	達成していない(70%未満)
[有効性]上位施策への貢献度		重要かつ高い貢献度がある		一定の貢献度がある		貢献度は低い
[効率性]事業費を抑制できるか		できない	○	制約はあるが可能性はある		できる
[効率性]受益者負担の見直し		適正	○	負担は求められない		見直しが必要

5 今後の方向性 (担当課評価)

事業内容の方向性	充実				
	現状維持				
	縮小		○		
	廃止				
		ゼロ	縮小	現状維持	拡大
コスト投入の方向性					

担当課評価の根拠	子加算の年金法が改正され、現在年金を受けられている方も子どもの加算が付くようになり、児童扶養手当との差額が少なくなった。また所得制限も厳しいため、受給者も自然に減少する傾向にある。
見直し・改善内容	制度の周知に努める。